

令和6年度第3回寒川町生活支援・介護予防サービス基盤整備推進会議 次第

書 面 会 議

議 事

- (1) 議事録承認委員について
- (2) 生活支援コーディネーター活動報告（資料1）
- (3) 生活支援・介護予防サービスについて
シニア世代必見！ワンストップ情報紙（案）（資料2）
- (4) 生活支援・介護予防サービスについて
身寄りのない高齢者の安心サポート（案）（資料3）

配布資料

- 資料1 生活支援コーディネーター活動報告
資料2 シニア世代必見！ワンストップ情報紙（案）
資料3 身寄りのない高齢者の安心サポート（案）

生活支援コーディネーター活動報告 令和6年9月～12月

【全体的なこと】

令和6年度も、引き続き、社会福祉法人寒川町社会福祉協議会（以下「社協」。）が、寒川町より「寒川町生活支援コーディネーター配置事業」を受託しました。社協という「組織」で生活支援コーディネーターを受託していることから、「社協事業」において生活支援コーディネーターの役割、取り組みに資するもの※について活動報告をします。

※資するものの基準と表記について

- ・シニア世代に「関わり」がある内容のため、生活支援コーディネーターが対応
 - …資源開発、ネットワーク構築、コーディネート、会議の出席等
 - ⇒以下、（関）と表記
- ・シニア世代の「参加」があるもの、シニア世代が自ら動いているもの
 - …住民主体の活動の場、またその土壌づくり
 - ⇒以下、（参）と表記
- ・「生活支援コーディネーター」は**SC**と表記。
- ・新たな取り組み等は文頭に☆を記載。

【定例的な活動】

- （関）岡田もくせいハイツ自治会 組長会議
- （関）県営寒川もくせいハイツ第二自治会 幹事会
- （関）社協ボランティアセンター ボランティア相談、マッチング、情報発信
- （関）民生委員児童委員協議会の定例会（全体、地区）出席 情報共有、連携
- （関）社協ボランティアセンター打合せ 出席
- （関）新たな活動の立ち上げ支援
- （関）活動中している中でのニーズ、相談への対応
- （参）サロン（集い）や子どもの登下校の見守りなど、地域の支え合い活動等
- （参）ボランティア活動（個人、グループ、イベント等）

- (参) 社協のふれあい・いきいきサロンでのボランティア活動
- (参) 寒川町シニアげんきポイント事業でのボランティア活動
- (関、参) 自主活動 寒川ポールウォーキングクラブ
- (関、参) 自治会、シニア連の単位クラブ、ボランティアグループ等による通いの場（サロン、お茶のみ、体操など）の開催
- (関) ＳＣカフェ（国際長寿センターから配信）への参加（オンライン）

【会議の出席】すべて（関）

- ①寒川町生活支援・介護予防サービス基盤整備推進会議
- ②地域ケア会議（個別会議）
- ③高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業 担当者的会議
- ④寒川町民生委員児童委員協議会定例会
- ⑤必要に応じて町内の地域密着型介護事業所が開催する運営推進会議
- ⑥必要に応じて寒川町介護保険運営協議会
- ⑦必要に応じて寒川町介護サービス事業所連絡会
- ⑧その他関係機関が主催する会議
- ⑨ＳＣ受託団体である寒川町社会福祉協議会内の理事による部会（地域福祉部会、生活支援部会）

寒川町生活支援・介護予防サービス基盤整備推進会議 と 生活支援コーディネーター は 一体であり両輪

寒川町生活支援・介護予防サービス基盤整備推進会議は、
日常生活に支援が必要な高齢者の方に住み慣れた地域で継続して生活していただくため、必要な生活支援サービス及び介護予防サービスを滞りなく受けていただけるよう、サービスの基盤整備を推進するための協議を行う会議。

生活支援コーディネーターは、
上記、会議の委員の皆さんと協議をしながら、実際の取り組みを進める。

キャッチフレーズは、
寒川町に、支え・支えられ＝「お互いさま」を増やしたい
「お互いさま」の中に 高齢者（シニア）がたくさんいて欲しい

そのために、
1あるもの把握・探し 2あるもの活かし 3あるもの繋ぎ
4必要なもの把握・探し 5欲しいから自分でつくる をお手伝いします！

【寒川もくせいハイツ（岡田7丁目1番地）関連】（関、参）

町内で1番高齢化率が高い（50%超）当団地は、生活支援・介護予防サービスの基盤整備の必要性が他の地域より高いはずであるという視点で、モデル地区的に、継続的にSCが関わることとしている。

岡田もくせいハイツ自治会

～自治会長は飯倉さん

～集会所は、寒川もくせいハイツ第1集会所

～定例の組長会議は、毎月第1土曜日の午後7時から

- ・敬老の日
- ・団地内美化活動
- ・10月の組長会議で民生委員より「組長が担当する各棟の中で、災害時の避難行動に支援が必要な方など、要援護者の状態の人を教えて欲しい」とのお声がけ。その場ですぐ1号棟～15号棟までの組長に順番に情報提供を求めたが、全ての組長がすぐに要援護者の状況を回答。（車いす、入院、外国人等）
- ・10月7日～11日は、夜間に団地内パトロール
- ・介護予防講師派遣事業を利用した「寒川もくせいハイツシニアお気楽体操」を継続。10月から講師が新しい方に。体操の当日は自治会の副会長が集会所の放送設備から団地内にアナウンス。参加者増につながっている。集会所の準備、講師対応等、全て自治会の副会長をはじめ参加者が協力してくださり、順調に開催できている。

☆組長会議で飯倉自治会長より「もっと集会所を活用していきましょう。お茶のみしたり、お楽しみ会をしたり、住民の皆さんが自身が集荷所を気軽に使っているんです」とのご発言。

↓

以降、集会所を活用した「お楽しみ会」の開催について、まずは自治会の副会長と打合せをし、今後の進め方などを相談。10月28日に開催の自治会の役員会で説明し、ご理解とご協力をお願い。

↓

10月28日の役員会では、集会所を活用したお楽しみ会的な内容を定期的に行なう開催し、そこから定例的な集いの場づくり、サロン等の活動に進めていく方向性（可能性）を確認した。また経過を見ながら、社協の助成金（地域福祉活動推進のための活動経費助成金）の活用なども検討することになった。

↓

11月30日（土）に「介護美容体験会」の開催が決定。11月の組長会議で

チラシの掲示について説明。チラシの掲示は県営寒川もくせいハイツ第二自治会にも行う。両自治会の自治会長が同じ団地内での住民の交流、行き来をイベントを通じて増やしていく意向で話して下さっている。

↓

11月30日（土）「介護美容体験会」当日は、開始と同時に、両自治会から希望者が来所。女性が9割だが、男性（元自治会長の神居さん）も立ち寄ってくださる。①ケア・ネイル ②手と足のトリートメント ③ヘッドトリートメント どの内容も1回500円で体験できる。介護美容を学ぶ学校の先生と生徒が、ボランティア活動としてイベントを開催。

以前、認知症の徘徊等の症状で住民が心配していた対象の女性も参加され、キレイにネイルをしてもらい、ニコニコだった。

☆12月13日（金）松ぼっくりツリー工作

☆年明け1月5日（日）2回目の「介護美容体験会」、以降、「メガネ置き工作」「桜餅を作って食べよう」等々、続々と開催予定。自治会の副会長の女性が介護福祉士で、長年、特別養護老人ホームで勤務していた経験から、お年寄りが楽しめるプログラムが際限なくアイディアとして出てくる方。

☆自治会主催のイベントで、大道芸を団地内で開催のご希望。依頼先を調整中。

県営寒川もくせいハイツ第二自治会

～自治会長は竹田さん

～集会所は、寒川もくせいハイツ第2集会所

～定例の幹事会は、毎月第4土曜日の午前10時から

☆かねてより希望のあった介護予防講師派遣事業を利用した「寒川もくせいハイツシニアお気楽体操 第2集会所」が、10月よりスタート。第1集会所の開催と曜日と日時を変えて、両自治会からそれぞれの両集会所での体操に気軽に参加してもらうことにつなげたい。

10月17日（木）が初回。第3木曜日の午後1時30分～2時30分。

集会所の準備、講師対応等、全て自治会長をはじめ参加者が協力して下さり、順調に開催できている。初回から20人を超える参加があった。両自治会からチラシは寒川もくせいハイツ全体へ約450枚ポスティング。

2月には体操終了後の時間から、お口の健康教室を開催予定（一体的実施の取り組みで開催）

- ・自治会のボウリング大会にSCも参加。
- ・フェイクゴルフ大会にSC参加。

☆ニコニココーラス（会員から選んだ曲の歌集を手に歌う会）を新たに開始。電子ピアノの伴奏付き。

☆フェイクゴルフの練習が集会所前の敷地が使用できなくなる（工事）都合で、越公園で練習中。

身近な公園で軽く体操しませんか

7月、8月は暑さ対策でお休み。9月から再開。毎週水曜日に団地内で1番大きい「越公園」で、午前9時～9時30分まで。当日の朝、岡田もくせいハイツ自治会の副会長が集会所の放送設備から「今日は公園の体操ですよ～」とアナウンスをしてくださり、両方の自治会からの参加が増え、平均20名ほどで体操ができています。ラジオ体操第1第2、さむかわ waku waku 体操をする。さむかわ waku waku 体操は音楽の速度を75%に落として、ゆっくりと体操できるやり方がすっかり定着した。

☆12月には、健康運動ボランティアのTさんが、水曜日の越公園含め、月曜から金曜の全ての公園に出向いてくださり、体操のサポートや健康に関する情報提供などしてくださって、参加者に好評だった。

☆町内のイベントや講座、室内の体操教室など、チラシ配布や口頭で情報提供を積極的に行った。秋はイベントシーズンで、毎週のように情報提供ができ、イベントや講座当日、参加して下さる方もあり、こまめな情報提供による参加者の広がりを実感した。また、参加者自身も、自分が所属して楽しんでいるコーラスや体操、イベントの開催等を、口頭で、またチラシ配布等で周知してくださるなど、自主的な関りがみられるようになってきた。

【地域での様々な活動】（関、参）

しゃべる一む

旧五島クリニック（倉見）を会場に「おしゃべりしましょう」を目的に開催。令和5年4月開始から1年を経過し、順調に継続中。クリニックで仕事をしてきた看護師メンバーや親族、友人、地域の民生委員等が運営。

☆定例の第3金曜日の開催に加え、9月から、第2火曜日に開放日を追加。おしゃべりだけで開催する。第3金曜日は参加者が多く、手芸や各種プログラム（お口の健康体操（パタカラ）を自主的に毎回実施）も楽しんでいる、参加人数によっては、おしゃべりの時間が足りない現状を感じ、追加開催を決定された。65歳からのサポートブックでは「コミュニケーションカフェ」としてしゃべる一むを掲載。

高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施・ポピュレーションアプローチ

町の専門職が地域のシニアクラブやサロン、しゃべる一む等に出向いてプログラムを実施。12団体に順次、実施中。

さむかわ音楽ひろば アルツハイマーデイ イベント

認知症に関する公演や相談窓口、認知症チェックほか、住民参加型の演劇、物品の販売当等、チームオレンジの皆さんが多数運営に参加。SCは高齢介護課さんの認知症の相談窓口と一緒に「身近な公園で軽く体操しませんか」の周知。

自治会単位でのサロン活動（通いの場）

大曲

…おこじゅうの会 ジュニアとシニア合同で敬老会を実施

岡田

…岡田すいせんサロン、岡田笑和会（シニア連）が集い開催時に車での送迎を準備中。参加者同士での支え合いを社協のボランティア用行事保険の加入で安心をサポート。

新橋

…今後のすみれの会の開催について、自治会と運営メンバーで打合せ。

新町

…新町ミニサロンで継続的に活動されており、久しぶりに助成金の申請も。

☆一之宮北

…子ども食堂#ひろばのほか、子育てサロンつむぎの会を開催している中で、「子ども服の無料交換」という取り組みを他地区から情報を得て、新たに開始をされた。子育てサロンのつむぎの会の開催時に同時に開催するとのこと。

越の山

…ピカソ会の展示会で作品を出されていた90代の女性（保健師さん）とつながり、越の山サロンに来ていただいております。お茶会をする予定。

寒川ポールウォーキングクラブ

- ・メンバーは20名を超え、月1回の定例活動を楽しんでいる。11月には冬のひまわりを見ようと、さむかわ中央公園から足をのばした。
- ・10月には町主催の体験会も開催。

ご近所さんで集まってシニアお気楽体操（寒川キリスト教会が会場）

☆11月より、開催日を変更。運営にあたるメンバーが負担なく、開催継続できるようにするため調整された。

・運営メンバーの若干名が、小谷こどもカフェ（子ども食堂）に参加。今後、寒川キリスト教会を会場に子ども食堂の開催に向けて準備をしていく予定。

寒川町シニアクラブ連合会

小谷パールクラブ

・映画会 上映サポート。

☆10月に能登半島地震の支援チャリティーとして地元の野菜の販売会を開催。
☆社会参加賞を受賞。

宮山楽友会

映画会の開催方法の相談あり。

小動なごみ会

寒川町ふれあい福祉フェスティバルのパフォーマンスエリアで演奏した「ビエント湘南（南米アンデス地方の音楽の演奏）」を気に入られて、そのままフェスティバルの会場で代表者同士をおつなぎした。

ゆめクラブ大曲

社協の助成金について情報交換。

新町新生会

映画上映会のため機材を貸し出し。

お口の健康体操

茅ヶ崎市保健所から担当者が来所。町内のサロン等で「お口の健康体操」に取り組んでいただけるよう周知用のチラシの配布依頼。

民生委員児童委員 障がい者部会

肢体不自由児者向けに工夫された障がい者スポーツ「ローリングバレーボール」のクラブチーム、サムライ寒川の練習に参加していただき、見学・体験・情報交換。サムライ寒川のメンバーはシニア世代多数。

さむかわクリーナーズ

町内の生活保護受給世帯で、町内の美化活動等を実施。町健康づくり課の保健師による健康相談も同時に行う。参加者はシニア世代が多い。年4回ほど、地域貢献、社会参加、ボランティア活動として取り組んでいる。

【社協の事業を通じて 生活支援、介護予防に関連するもの】（関、参）

フードバンクさむかわ

「年金生活で」「物価が高すぎて」等、食品の受け取りに来所する半数以上は高齢者。介護サービスを利用している本人が来所したり、シニアカーで来所する人もいる。

寒川町ふれあい福祉フェスティバル

運営側も参加団体側もシニア世代が多数活躍。

自治会単位の防災訓練で「車いす」のプログラムを調整

幅広い世代が参加する自治会の防災訓練において、車いすを身近に感じ、また基本的な操作と注意点を理解することにより、災害時の要援護者支援に住民同士で対応できるよう取り組む。社協および福祉用具の業者でサポート。

介護に関する入門的研修

今年度も基礎講座（3時間）、入門講座（23時間（これから実施））を開催。すべて町内の事業所に講師を依頼し、地域密着で開催。受講者の満足度が非常に高い。生活支援、介護予防の紹介も含まれている。

成年後見講座

「おひとりさまの将来のそなえ」と題し、弁護士が講演。事前の関連事業への参加で情報収集を行う。（町高齢介護課「家族介護教室（人生会議、私のノート（エンディングノート）他）」南足柄市社協「終活講座」）

社会福祉法人連携 ～地域ネットワーク強化助成事業～

町内法人の拠点がある4法人での連携からスタート。（寒川ホーム、きくの郷、湘風園、社協）。12月にクリスマス企画を実施。子ども食堂や福祉事業所に周知をし、子どもや保護者等が高齢者施設を訪ね、身近に感じる機会に。

福祉有償運送 運転者講習

毎年、指定講習会を開催し、町内から新たに受講して下さる方もいるが、講座受講後の実際の活動のマッチングが、それぞれのご都合等により、うまくいかないことも多い。現在、新規の利用希望相談が難しい状況になっている。

ボランティア学びあい講座

10月に3日間、午前と午後の1日プログラムで開催。町内のボランティアグループや事業所、かながわ福祉移動サービスネットワークや茅ヶ崎支援学校等が講師を担当し、SCの取り組み紹介も行った。

ボランティア交流会

登録ボランティア同士で交流。同じく登録ボランティアによる落語のご披露と干支の折り紙づくり。寒川町シニアげんきポイントの登録者も合同で開催。

寒川町シニアげんきポイント

ボランティアセンターへの個別の相談から登録する方も。「ずっと飲食店で仕事をしてたから、料理に関わるボランティアがしたい」とご希望の、80代の女性が登録してくださった。

法人設立40周年記念式典 第41回福祉大会

3部構成で開催。オープニングセレモニーの富岳太鼓、表彰式、t G 3のサックス・ピアノ・パーカッションによる演奏。終了後は福祉事業所の物品販売会を開催。表彰者、来場者にはシニア世代が多数。公園の体操で配布したチラシで場して下さる方も。

寒川町福祉団体協議会

障がいのある本人や家族で構成される当事者団体が4つ集まり、協議会を結成している。各団体、年齢構成は違いがあるが、特に、聴覚障がいの団体は高齢者もあり、生活支援、介護予防のサービスを利用している方もいる。

～寒川町手をつなぐ育成会（知的障がいの子をもつ親の会。親は高齢化）

寒川町聴覚障害者協会（聴覚障がいのある本人の会。本人の高齢化）

寒川町視覚障害者福祉協会（視覚障がいのある本人の会。本人の親が高齢、他他界）

茅ヶ崎寒川地区自閉症児・者親の会（会員が自身の親を介護もある世代）

～団体の事務局は社協

- ・9月にバス研修で山梨へ。視覚障がいの会員1名は高齢で車いす使用で参加。
- ・11月に団体企画研修（災害時の食事とトイレ）。
- ・12月に映画上映会「梅切らぬバカ」自閉症の息子と高齢の母親の物語。
- ・12月に活動紹介展示。

生活支援・介護予防サービスについて

①シニア世代必見！ワンストップ情報紙

～「きょうよう（今日の用事）」と「きょういく（今日の行く所）」ガイド～（案）

【内容】

寒川町内で参加することのできる活動、場所を、丸ごと紹介する情報誌。町高齢介護課が発行している「65歳からのサポートブック～寒川町高齢者ガイド～」に掲載の内容の他、寒川町社会福祉協議会が把握する地域のサロン等の情報、公民館サークル等を掲載。紙ベースで作り、その内容を寒川町のホームページに掲載していただくことで、「スマホ」「パソコン」等でも情報が見れるようにする。

【理由】

介護予防、フレイル防止、孤独・孤立の解消、健康寿命の延伸に関連する取り組みは広がりを見せているが、この先も維持、拡大、情報発信を継続し、シニア世代が普段の生活の中で当たり前に、自然に、介護予防につながる要素を取り入れることができようようにしたいため。

【作成のスケジュール】★追記

- 10月～11月 最新の情報確認、情報整理
- 11月25日 第3回会議で状況のご報告
- 12月～ガイド（案）作成
- 1月23日 第4回会議でガイド（案）協議
- 3月中

②身寄りのない高齢者の安心サポート（案）

【内容】

身寄りのない高齢者が直面する様々な問題を支える仕組みづくり。
入院、契約、金銭管理、葬式、納骨 等々・・・

【理由】

日々の相談や事業を通じた高齢者との関わりの中から、最大の課題は、「身寄りのない高齢者が介護予防、介護、最期を迎えるまでをどうするかということ。生涯独身、離婚、再婚、子ども無し、家族や親せきとの関係が悪い・希薄、死を迎えた後も身寄りがない等々、そのような高齢者はすべての問題が先送りとなり、本人が要介護となった時に噴出するため、その対応が大きな問題、負担となるため。

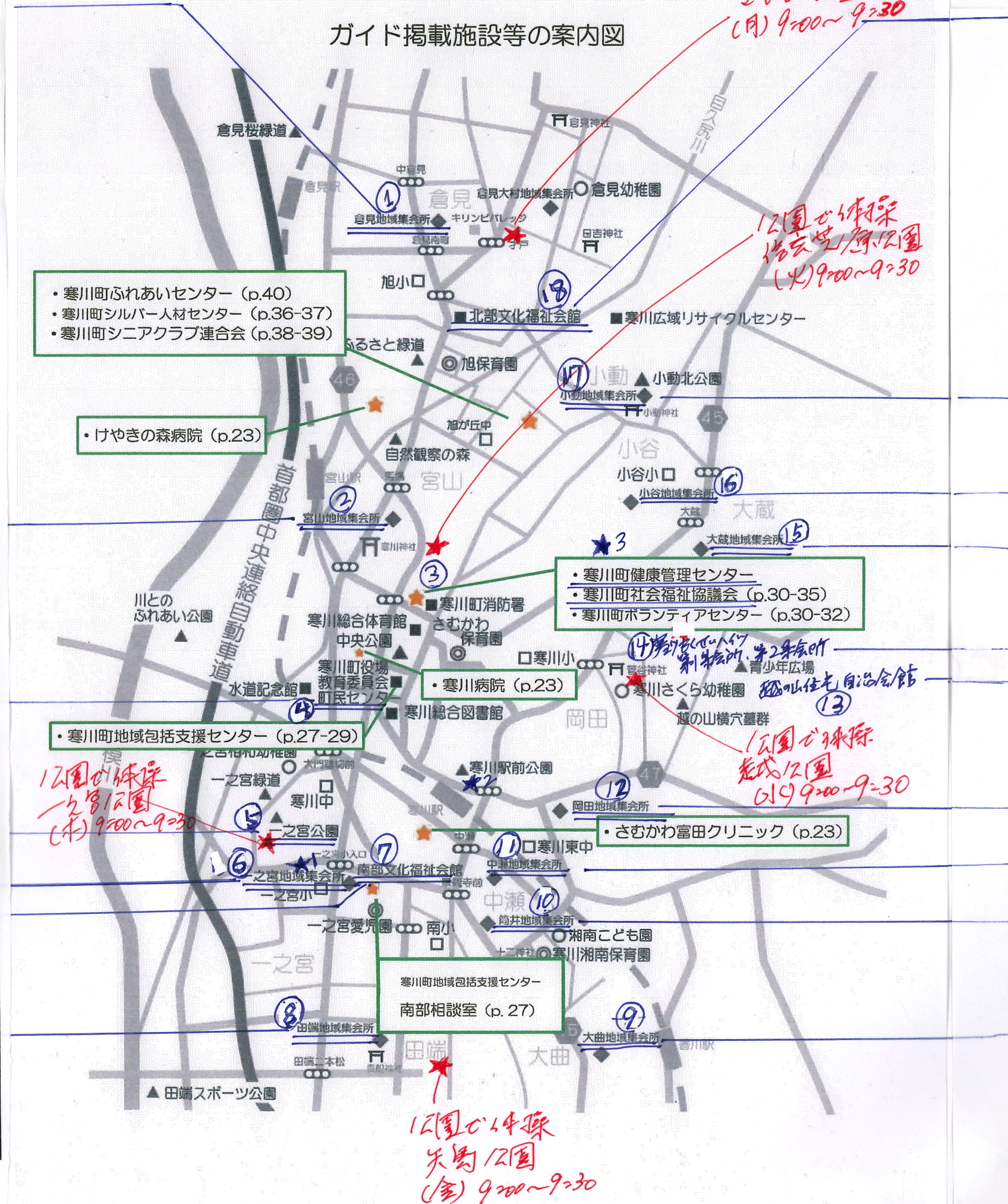
【めざす形（案）】★追記

- ① 本会議体（寒川町生活支援・介護予防サービス基盤整備推進会議）が発案するので、基本的に、「日常生活、介護予防」の視点で「備える、関わる」。
- ② 本協議体（同上）の委員が所属する団体の活動、ノウハウを集約する形でつくりあげる。
- ③ 今ある寒川町の資源のつなぎと連動で、一人で暮らしている人が安心と思えるようなシステム。

※前回会議議事録より

「一人で暮らしている人が安心と思えるようなシステムが必要と考える。
何かしらで関わりができるようこの会議体で連携しつつ取り組まれない。」

①	倉見地域集会所
1	ふれあいサロン絆くらみ
2	倉見福寿会
②	宮山地域集会所
1	
2	
③	寒川町健康管理センター
1	元気はっけんひろば
2	健康づくり体操の日
④	町民センター
1	各種サークル活動
2	宮山祭友会
⑤	一之宮公園
1	子ども食堂＃ひろば
2	子育てサロンつむぎの会
3	身近な公園で軽く体操しませんか
⑥	一之宮地域集会所
1	白梅レインボークラブ
2	一之宮北フレンド
⑦	南部文化福祉会館
1	一之宮第一ゆめクラブ
2	一之宮第二ゆめクラブ
3	SK卓球協会
4	寒川STTクラブ
5	各種サークル活動
⑧	田端地域集会所
1	田端高砂会
2	田端いきいきサロン
3	介護予防体操
★1	ソフィア茅ヶ崎 集会棟
1	椿の花サロン



⑨	大曲地域集会所
1	おこじゅうの会シニア
2	おこじゅうの会ジュニア
3	介護予防体操
⑩	筒井地域集会所
1	いきいき筒和会
⑪	中瀬地域集会所
1	中瀬いきいきサロン
⑫	岡田地域集会所
1	岡田すいせんサロン
2	岡田笑和会
⑬	越の山住宅自治会館
1	越の山サロン
2	越の山買い物クラブ
3	越の山クラブ
⑭	寒川もくせいハイツ第1、第2集会所
1	介護予防体操(第1、第2)
2	お楽しみ会(第1)
3	サークルさくらの会(第1)
4	ニコニコクラブ 麻雀、歌ほか(第2)
5	フェイクゴルフ(第2)
⑮	大蔵地域集会所
1	大蔵ミニサロン
2	湘風園との交流 大蔵民衆会
⑯	小谷地域集会所
1	小谷パーククラブ
2	小谷こどもカフェ
⑰	小動地域集会所
1	小動ミニサロン
2	小動なごみ会
⑱	北部文化福祉会館
1	各種サークル活動
2	
★3	菅谷台地域集会所
1	菅谷台なごみサロン
★2	新町会館
1	新町新会

①	倉見地域集会所
1	ふれあいサロン絆くらみ【連絡先】自治会長(74)●●●●
年6回	水曜日 10時～12時 倉見地域集会所
2	倉見福寿会【連絡先】田代さん 090(●●●●)●●●●
毎月10日	10時～14時 倉見地域集会所
②	宮山地域集会所
1	
2	
③	寒川町健康管理センター
1	元気はっけん【連絡先】町役場高齢介護課(74)1111
毎週月曜	日 9時45分～11時45分
2	健康づくり体操の日
④	町民センター
1	各種サークル活動
2	
⑤	一之宮公園
1	子ども食堂#ひろば
2	子育てサロンつむぎの会
3	身近な公園で軽く体操しませんか
⑥	一之宮地域集会所
1	白梅レインボークラブ
2	一之宮北フレンド
⑦	南部文化福祉会館
1	一之宮第一ゆめクラブ
2	一之宮第二ゆめクラブ
3	SK卓球協会
4	寒川STTクラブ
5	各種サークル活動
⑧	田端地域集会所
1	田端高砂会
2	田端いきいきサロン
3	介護予防体操
★1	ソフィア茅ヶ崎 集会棟
1	椿の花サロン

きょうよう

今日、用事は？

きょういく

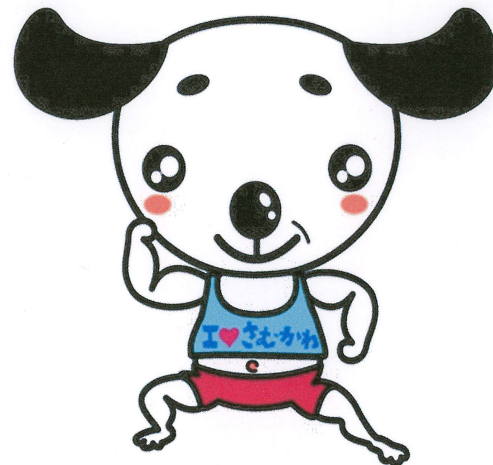
今日、行く場所は？

ちょきん

筋肉を貯める運動は？

さあ

今日も出かけましょう！



⑨	大曲地域集会所
1	おこじゅうの会シニア【連絡先】自治会長(●●)●●●●
毎月 ●日 ●時～●時	大曲地域集会所にて
2	おこじゅうの会ジュニア
3	介護予防体操
⑩	筒井地域集会所
1	いきいき筒和会
⑪	中瀬地域集会所
1	中瀬いきいきサロン
⑫	岡田地域集会所
1	岡田すいせんサロン
2	岡田笑和会
⑬	越の山住宅自治会館
1	越の山サロン
2	越の山買い物クラブ
⑭	寒川もくせいハイツ第1、第2集会所
1	介護予防体操(第1、第2)
2	お楽しみ会(第1)
3	サークルさくらの会(第1)
4	ニコニコクラブ 麻雀、歌ほか(第2)
5	フェイクゴルフ(第2)
⑮	大蔵地域集会所
1	大蔵ミニサロン
2	湘風園との交流
⑯	小谷地域集会所
1	小谷パールクラブ【連絡先】シニア連事務局 (●●)●●●●
お助けマンサークル	
集会所での各サークル活動	
2	小谷こどもカフェ
⑰	小動地域集会所
1	小動ミニサロン
2	小動なごみ会
⑱	北部文化福祉会館
1	各種サークル活動
2	
★2	菅谷台地域集会所
1	菅谷台なごみサロン

つながりがあれば大丈夫😊 様々な情報を身近に！

役割: 介護保険事業所への働きかけ、介護保険の利用

介護保険事業所
連絡会

役割: 社会福祉法人同士の連携で一時的な衣食住の確保等

寒川町内社会福祉法人

役割: 地域密着の仕事のつなぎ
公益社団法人寒川町シルバー人材センター

役割: 行政しかできないこと(対象者がすでに危篤、死亡、対象者情報把握困難な状態等、火葬、納骨等)

高齢介護課

役割: 高齢者の総合相談としてのノウハウで助言、要支援認定の人への対応、介護保険の申請

包地域包括支援センター

役割: いきがい、やりがい、精神的報酬のボランティア活動

ボランティア連絡協議会(事務局は社協ボランティアセンター)

役割: シニア同士のつながり、仲間づくり、元気づくり、支え合い

寒川町シニアクラブ連合会

わたし

役割: 日常での見守り、必要時の相談先へのつなぎ

寒川町民生委員
児童委員協議会

役割: インフォーマルな住民活動を含む地域資源(情報、活動等)のデータ活用とつなぎ、社協事業の活用

社会福祉法人寒川町社会福祉協議会

(例) 他地区社協の取り組み

南足柄市社協の「アンカーサポート」

これからの人生伴走します「アンカーサポート」急に入院や入所になった時の手続きを頼める人や、保証人を頼める人がいない…、自分が亡くなった時に葬儀等を頼む人がいない…等、親族に頼れない等の理由で将来に不安を抱える方を対象に、住み慣れた地域で孤立せず、安心して暮らせるようサポートする仕組みが始まります。電話や訪問による基本のみまもりサービスの他に、入院入所時の支援、保証、亡くなった後の事務手続きなどのサービスを選んでいただけます。(別途利用料・保証金等が必要です)

★南足柄市社協ホームページより

※情報共有シート(イメージ)
相談は誰から

本人?それ以外?

名前

年齢

性別

住所

電話

初回対応時の内容、状況

必要と思われる資源

(例) 介護申請、住まい、金銭、入院、保証人、生きがい、人のつながり等々。項目を列記して該当するものに印をつけるイメージ

役割: 相談受付をワンストップ、情報発信・共有(情報共有シート※をメール発信)

社協(生活支援コーディネーター)

みまもりエンディング サポート事業

事前に・準備

入院時の支援

緊急連絡先になつてくれる人がいない！
急な入院・退院手続き準備、支払いどうしよう？

備えて・あんしん

死後の葬儀
・家財処分

大事な書類を家に置いておくことが不安
葬儀のこと、死後支払いで迷惑をかけたくない

本事業主体は、社会福祉法人相模原市
社会福祉協議会です。

相模原市社会福祉協議会は、社会福祉法
に位置づけられた公共性・公益性の高い
民間の組織です。

「みんなで支えあい 地域の力が育む
人にやさしいまち さがみはら」の実現を
目指し、活動しています。



社会福祉法人 相模原市社会福祉協議会

1 みまもりエンディングサポート事業とは？

身寄りがなく単身で生活する高齢の方が入院や入所する際の、お手伝いやお亡くなりになった場合の葬儀の手配などを通じて、地域で安心して生活し続けられるよう、預託金をお預かりしサポートする事業です。



2 利用できる対象の方は？

※あてはまるものに☒を入れてみましょう。

☐ ① 年 齢

70 歳以上



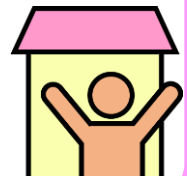
☐ ② 居 住 地

住民票を相模原市内に置き、実際に相模原市に居住している



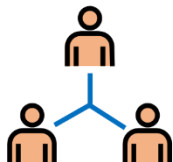
☐ ③ 世 帯 構 成

原則 単身世帯



☐ ④ 子・孫の有無

子ども、または孫がいない (注1)



☐ ⑤ 契 約 能 力

契約内容を理解できる



☐ ⑥ 資 産

居住用不動産を除く資産が3,000万円以下



☐ ⑦ 収 入

- ・住民税が非課税、または課税総所得額160万円以下 (注2)
- ・不動産収入がない



☐ ⑧ 負 債

負債がない(住宅ローンを除く)



☐ ⑨ 預 託 金

入院費等の預託金や事前に見積りした葬儀費、家財残置物処分費等の預託金を収めることができる方 (注3)



(注1) 子どもまたは孫がいても、何らかの事情により子どもまたは孫が入院入所の支援ができない、葬儀を行うことができない場合には対象となる場合があります。

(注2) 生活保護世帯は対象外となります。また「課税総所得額 160 万円以下」とは、世帯の状況によっても異なりますが、おおむね月二十数万円程度の収入がある方となります。

(注3) 預託金の額は「3 サービスの種類」の利用料等をご参照ください。

3 サービスの種類

(A、B のいずれか、または両方を選択)

A. 入退院等支援サービス

【年度会費】

12,000円 (注4)

B. 死後事務支援

- ・入退院説明時の同席、主治医への情報提供や契約の立会い
- ・緊急に入院した際の指定された知人、関係者への連絡、必要物品のお届け
- ・預託金による入院費用の支払等

- ・計画書に基づいた葬儀、火葬、納骨の手配
- ・自宅が賃貸物件の場合の家財処分
- ・死後の事務手続き
 - ア.官公庁等での手続
 - イ.公共サービスに関する手続
 - ウ.賃貸住宅等に関する手続の支払等

みまもりサービス

- ・定期的な訪問と電話による見守り
- ・日常生活の相談、情報提供及び助言

※A または B の支援に
付随するサービスです。

【預託金】

50万円

(注6)

【預託金】

→次の①～③の合計

- ①「葬儀・埋葬」の経費
- ②「家財残置物処分」の経費
- ③事務経費10万円

(注6)

【利用料金】

入退院時支援 3,000円/回
入所・転院時支援 6,000円/回

(注5)

【利用料金】

家財処分見積額を
除いた預託金の1割

(オプション)

書類等預かりサービス

A または B を利用する方
ご希望の場合に利用できます。

(保管できる書類等)

年金証書、年金手帳、保険証書、
預貯金等の通帳、証書、キャッシュ
カード、土地家屋権利証、
はんこ、印鑑登録証 等

【利用料金】

1,000 円/月 (注7)



(オプション)

賃貸物件居住支援サービス

B を利用する方で、賃貸物件に
入居している場合に、以下の対応を
します。

- ・入居手続き、更新手続きの同席
- ・賃貸借契約に伴う緊急連絡先の登録
- ・安否確認等の連絡先への対応

【利用料金】

3,000 円/回 (注5)

(注4) 年度会費は前納です。10 月以降に契約の場合、初回の年度会費は1律 6,000 円となります。
なお、年度会費以外の利用料は、毎月月末締め翌月払いとなります。

(注5) 平日 9 時～17 時以外の時間及び土・日祝日における利用料は、別途加算された金額になります。
また市外への出張を伴う支援の場合、あじさい会館を起点とする公共交通機関の料金実費が加算されます。

(注6) 預託金は一括でのお預かりとなります。

(注7) 当該月に1日でもお預かりがあれば1か月分の料金となります。

4 ご利用までの流れ

① 相談受付

支援を希望される方は、相模原市社会福祉協議会(市社協)に連絡をしてください。
事業内容の説明を理解し、手続きを進めたい方には、申込書を送付します。

② 支援内容の検討

申込書に必要事項を記入後、市社協に連絡してください。
面接日を設定します。
個々の希望や状況に応じて、支援の方針やサービス内容を検討します。

③ 引渡人の指定

相続人に該当する方を「引渡人」として指定していただき、引渡人から同意書を提出していただく必要があります。

※引渡人の指定ができない場合は、公正証書遺言の作成が必要です。(別途費用がかかります)

④ 契約準備

死後事務支援を利用される方には、「葬儀・埋葬」の経費、「家財残置物処分」の経費の見積もりを取り寄せることになります。

⑤ 契約

最終的に必要な手続きや確認が終わりましたら、市社協と契約します。

⑥ 預託金の振込

支援サービスの開始には預託金が必要となります。
市社協が指定する口座に振り込みをお願いします。



【お問合せ】

社会福祉法人 相模原市社会福祉協議会
さがみはら成年後見・あんしんセンター

〒252-0236

相模原市中央区富士見 6 丁目 1 番 20 号 あじさい会館 2 階

電話:042-756-5034 FAX:042-759-4382

川崎市

未来あんしんサポート事業



川崎市未来あんしんサポート事業とは？

川崎市内在住で葬儀・埋葬等を行える親族がいない高齢者の方等に対し、本会との契約により生前の定期確認、逝去後の葬儀・埋葬、各種届出等の死後事務、遺言書に基づく遺言執行等を含めた終活支援を行うことで、人生の最後を安心して過ごせるよう支援する事業です（入会金・年会費・預託金・事務管理費が必要となります。）。



社会福祉法人

川崎市社会福祉協議会





こんなときご相談ください！



3つのサービス(柱)で
サポートします！



生前見守り

一人暮らしや夫婦のみの
高齢者世帯で心細い



電話や訪問等の定期確認により、健康状態や
ご希望内容に変更がないか確認します。
また、ご希望に応じてボランティア活動、
介護予防教室、ミニデイ（食事会）等
様々な事業をご紹介します。さらに、
必要に応じて成年後見制度等も
ご案内します。

遺言作成・執行

相続のことを
どうしようか悩んでいる



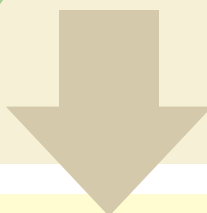
相続のことで困らないよう
公正証書遺言の作成を支援いたします。
作成にあたっては、遺言執行者に
なってもらうことを含め弁護士や
司法書士を紹介します。

葬儀・埋葬

葬儀や埋葬のとき
頼れる親族がいない



葬儀・埋葬について、
頼れる親族（子どもや孫等）がいない
高齢者を支援いたします。預託金を
お預かりして、ご希望に沿った
葬儀・埋葬を行います。



未来あんしんサポート事業はさまざまなサービスがございます

- ☐ 定期確認等の生前のサービス
- ☐ 葬儀・埋葬、遺言執行等、逝去後のサービス
- ☐ 有償で提供するサービス など

詳しくは
次ページを
ご覧ください



● 社会福祉法人川崎市社会福祉協議会とは？

社会福祉協議会とは、それぞれの市町村で、地域住民や民生委員児童委員の他、社会福祉施設・社会福祉法人等の社会福祉関係者の参加や支援により、「福祉のまちづくり」の実現を目指して様々な活動を行っている公的な団体です。

川崎市社会福祉協議会においては、「第6期地域福祉活動計画」を策定し、「みんなで支え合い、ともに安心して、その人らしく暮らせる、川崎のまちづくり」の実現を目指して川崎市等と連携し活動しています。

どんなサービスなの？



1 定期確認等のサービス

- 月に1回の電話
- 6か月に1回の訪問

2 葬儀・埋葬等のサービス

- 希望に沿った葬儀・埋葬の実施
- 各種届出

● 詳細は面接の際にご説明いたします。

3 遺言作成及び執行サービス

- 遺言作成支援
- 遺言執行

契約者に別途有償で提供するサービス

サービスの種類	内 容
(1) 書類等預かり	預貯金通帳、土地家屋権利証書、実印、印鑑登録証、その他本会が認めた書類等をお預かりいたします。 現金、貸金庫に格納できない大きさの物、その他本会が不適切と認めた物はお預かりできません。
(2) 通院・通所支援	自宅から医療機関又は施設までの付添い。
(3) 入院・入所支援	自宅から医療機関又は施設までの付添い。入院・入所の手続き。
(4) 退院・退所支援	医療機関又は施設から自宅までの付添い。退院・退所の手続き。
(5) 支払い代行サービス	事前に預託金Cをお預けいただいた場合、出金しお届け・支払い等の手続き。
(6) 転居手続支援	区役所等での転居の住民票異動等の手続き（市内転居のみ）。

(2)～(6)は職員対応が可能な場合に限り実施するものとし、ご希望に沿えない場合があります。



利用できる人は？

次の条件の全てにあてはまる方を対象者とします。

- ① 川崎市内在住で原則 65 歳以上であること。
- ② 葬儀や埋葬を行える親族がいないこと。
- ③ 生活保護を受けていないこと。
- ④ 葬儀・埋葬に必要な預託金を納められること。
- ⑤ 入会金、年会費、事務管理費を納められること。
- ⑥ 公正証書遺言により遺言執行者を指定できること。
(作成を支援する弁護士や司法書士を紹介いたします。公正証書遺言の作成には費用が必要です。)
- ⑦ 親族間の相続等について紛争がないこと。
- ⑧ 契約能力があること。



利用（契約）までの流れ

相談受付

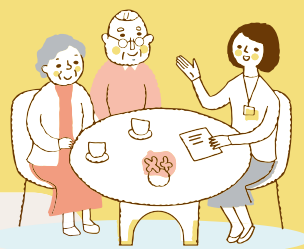
本会へご連絡ください。
面接の日程を調整させていただきます。

TEL.044-712-3372



面接

あらかじめ調整した日時に本会へお越しください。本会職員がご心配なことをお聞きするとともに、制度の概要をご説明いたします。



申し込み

面接の結果、本事業の利用を希望される場合は申込書を提出していただきます。その後、ご相談者の逝去後の葬儀や埋葬等について詳しくご希望をお聞きします。申込書の提出で、契約の成立とはなりません。面接は、複数回行う場合があります。

支援内容等の検討・確認

対象者としての条件を満たしているか確認します。条件を満たしていれば、ご相談者と本会で具体的な支援内容を検討します。また、葬儀・埋葬にかかる費用の確認をいたします。



公正証書遺言の作成

公証役場で公正証書遺言を作成していただきます（遺言執行者の指定を含む）。作成を支援する弁護士や司法書士を紹介いたします。なお、公正証書遺言作成の費用はご相談者の負担となります。



契約

ご相談者と本会とで本事業の契約を締結します。預託金等は契約後にお支払いいただきます。



費用はどのくらい？



- 入会金 20,000円（介護保険料段階が第3段階以下の方は10,000円）
- 年会費 9,600円（年度途中に加入の場合は月割計算となります。800円／月）
- 預託金 600,000円以上必要です。

A 遺言執行報酬の充当分として……30万円

B 葬儀・埋葬の費用として…30万円～ ※金額は希望する葬儀や埋葬の内容や規模等によります。

C 希望により、その他支払い費用として（1万円単位）

- 事務管理費 預託金 **B** と **C** の合計額の10%

※詳しくは Q9～Q14 に事例が掲載してあります。

事務管理費

B + C = 合計額

×10%

預託金 A

遺言執行の費用

預託金 B

葬儀・埋葬の費用

預託金 C

その他支払費用

- 契約者に別途有償で提供するサービス

書類等預かりサービス

年間…3,000円（月額 250円）

ただし、預かる書類が預貯金通帳の場合、残額が1,000万円を超えるときは
年間…6,000円（月額 500円）

通院・通所支援／入院・入所支援
退院・退所支援／支払い代行
転居手続支援（市内転居のみ）

1時間……………2,000円
2時間……………4,000円
2時間超……………5,000円

※職員対応が可能な場合に限り実施するものとし、ご希望に沿えない場合があります。

※預託金以外は別途消費税が必要です。



川崎市未来あんしんサポート事業 よくある質問

対象者について

Q1

パンフレットの「利用できる人は？」のところで「川崎市内在住」とありますが、住民票（住民登録）も必須ですか？

A1 川崎市の住民登録は必須としておりません。川崎市に居所があれば対象となります。

Q2

パンフレットの「利用できる人は？」のところで「川崎市内在住」とありますが、在宅でないと利用できませんか？

A2 施設入所や入院中でも川崎市内に居所があれば対象となります。

Q3

パンフレットの「利用できる人は？」のところで「川崎市内在住」とありますが、転居した場合は解約になりますか？

A3 6か月に1回の訪問が困難となりますので、解約させていただきます。

Q4

パンフレットの「利用できる人は？」のところで「葬儀・埋葬を行える親族がいないこと」とされていますが、どのような範囲ですか？

A4 子や孫（直系卑属）がいるときは、川崎市未来あんしんサポート事業（以下「本事業」という。）の利用対象外です。ただし、子や孫がいても長期間にわたり音信不通であるとか子や孫に病気や障害があること等によって葬儀や埋葬を行うことが困難な場合はご相談ください。

Q5

パンフレットの「利用できる人は？」のところで「生活保護を受けていないこと」とされていますが、契約後、生活保護を受けることとなった場合の取り扱いはどうなりますか？

A5 一律に解約ということはありません。生活保護受給の段階で、生活保護の担当者が預託金をどのようにとらえるかによります。基本的な考え方として預託金が高額とみなされた場合は、解約し生活費に充てていただく可能性があります。



Q6

パンフレットの「利用できる人は？」のところで「紛争がないこと」とされていますが、
どういうことですか？

A6 本事業を利用いただくには、公正証書遺言を作成していただく必要がありますが、遺言作成時点で遺言の対象となる財産が確定していない（例 利用希望者を相続人の一人とする遺産分割協議が難航していたり、遺産分割調停が行われているような）場合には、確定後に本事業をご利用ください。

Q7

パンフレットの「利用できる人は？」のところで「契約能力があること」とされていますが、
契約能力とは何ですか？

A7 本事業を利用するときは川崎市社会福祉協議会と契約を締結していただきます。この契約の内容や結果を理解して自分自身で判断できる能力のことです。
判断能力について、特段テストをするようなことはありません。基本的に公正証書遺言を作ることができれば、契約能力に支障ないものとしします。

Q8

パンフレットの「利用できる人は？」のところで「契約能力があること」とされていますが、
契約後に後見人等（任意後見契約、補助人・保佐人・後見人を含む。）がついた場合の取
り扱いはどうなりますか？

A8 一律に解約ということはありません。基本的には、契約時の意思を尊重したいと考えています。
しかし、後見人等が解約をしたいということであれば、本人の意思ととらえ解約に応じます。



預託金について

Q9

預託金は何に使うのですか？

A9 預託金は、

A 遺言執行者の報酬充当分（一部事前預かり）

B 葬儀・埋葬等にかかる費用の支払い

としてお預かりいたします。

なお、A、B 以外で希望される方については、

C その他支払い

としてお預かりすることも可能です。

例えば、金融機関へ現金を引き出しに行くことができない等の場合に備え、事前にお預かりしたお金を本人へお届けすること等で、支払いに困ることのないようにするものです。

なお、家財処分が必要と見込まれる場合には、見積額を預託金Cとして、お預かりいたします。

Q10

預託金はいくら必要ですか？ どのように決めるのですか？

A10 預託金A～Cの取り扱いは次のとおりです。

A 遺言執行者の報酬充当分（一部事前預かり）

一律 30 万円をお預かりさせていただきます。

遺言執行者の報酬は、弁護士や司法書士といった専門家（士業）ごとに報酬が自由化となっていることや、本人の財産額に応じ個々に異なることもあり、一律に設定することはできませんが、基本的な目安額としてお預かりさせていただきます。

この執行報酬は、従来遺言執行時に預貯金からお支払いいただいていたものを事前に預からせていただきます。

もし、遺言執行者が遺言執行時に報酬の不足が出た場合、本人の預貯金から清算させていただき、残金が生じた場合は本人の相続財産となります。

B 葬儀・埋葬等にかかる費用の支払い

希望する葬儀・埋葬の内容や規模等によって額は異なります。預託金Bの金額は次のとおりです。

①見積額が 30 万円を下回る場合 30 万円

②見積額が 30 万円を上回る場合、見積額

C その他支払い

希望される場合、額の上限はありません（1 万円単位）。お預かりしたお金の中から必要な額を本人へお届け等いたします。

Q11

葬儀・埋葬の後、預託金が余った場合はどうするのですか？

A11 葬儀・埋葬等にかかる費用の支払いを終えた後に残額がある場合や、その他支払いのためにお預かりしているお金がある場合には、遺言執行者へお返しし、本人の相続財産に追加していただきます。

Q12

預託金の分納はできますか？

A12 恐れ入りますが分納はできません。一括納付となります。

Q13

葬儀・埋葬に備えて葬儀社に互助会の積立を行っています。解約をして社会福祉協議会に預託金を納める必要がありますか？

A13 解約の必要はありません。互助会の内容で葬儀・埋葬を行うことができますのでご相談ください。この場合、積立金を預託金としてみなすことはできますが、事務管理費の負担は別途必要です。

Q14

解約したい場合どのようにすればよいか？その場合、預託金は返してもらえるのか？

A14 解約は本人からの申し出があればいつでも解約できます。
解約した場合、お預かりしている預託金は全額お返しいたします。その他支払いの預託金をお預かりし、すでに引き出し分がある場合には残額を含めお返しいたします。

遺言について

Q15

公正証書遺言の作成は必須ですか？自筆証書遺言では認められませんか？

A15 本事業のご利用にあたっては公正証書遺言の作成をお願いしています。公正証書遺言は、裁判官・検察官または弁護士等多年の経験を有する法曹資格者である公証人が作成します。法律的に整理された内容となり、遺言の不備により無効となるおそれもないため、自筆証書遺言に比べて安全確実です。遺言者が遺言内容を公証人に伝え、公証人が筆記したものに遺言者と証人とが署名捺印して原本を公証役場で保管します。また、家庭裁判所での検認も不要であることから、遺言者が亡くなられた後速やかに遺言の内容を実現することができます。なお、公正証書遺言の作成にあたっては遺言執行者を指定していただきます。

※検認…相続人に対し遺言の存在及びその内容を知らせるとともに、遺言書の形状、加除訂正の状態、日付、署名など検認の日現在における遺言書の内容を明確にして、遺言書の偽造・変造を防止するための手続です。遺言の有効・無効を判断する手続ではありません。

Q16

公正証書遺言を既に作成しています。このままでよいのでしょうか？

A16 あらためて公正証書遺言を作成する必要はありません。ただし、遺言執行者が指定されている場合、本会と本事業の契約を締結したことについて遺言執行者との打ち合わせが必要です。遺言執行者が指定されていない場合、本会が紹介する専門家（士業）が遺言執行者となる旨、遺言に追加する必要があります。

Q17

公正証書遺言を専門家（士業）に作成支援してもらった場合、どのくらい費用がかかりますか？

A17 費用には、①公証人手数料、②専門家（士業）への報酬が含まれます。
①は公証人手数料令という政令で定められており、財産額に応じた費用となっています。この他、公証人が出張した場合の日当や交通費等別途必要になる費用もあります。
②は報酬が自由化となっており、個々に報酬が異なります。

Q18

遺言執行者とは何ですか？

A18 遺言の効力は遺言者の死亡により生じますが、遺言者自身は遺言を実現することができないため、遺言執行者が必要となります。遺言執行者とは、「遺言を実現する者」のことであり、遺言者が遺言書において指定します。

Q19

遺言執行者は何をするのですか？

A19 遺言執行者は、
(1) 相続人に対し就任及び遺言の内容を通知
(2) 遺言者の財産目録を作成
(3) 遺言の執行
(4) 相続人へ任務完了報告
以上の内容を行うこととなります。

Q20

遺言執行者を家族や知人に依頼することはできますか？

A20 遺言者である本人の意思を正確かつ確実に実現するためには、本事業の担当者との綿密な連携が必要となるとともに、相続財産である預貯金や不動産の処分等には、専門的な知識や経験が必要となることから、遺言執行者には特段の事情がない限り弁護士や司法書士などの専門家をお勧めしています。

Q21

遺言執行者になってもらえる人がいません。誰か紹介してもらえますか？

A21 公正証書遺言の作成支援を含め弁護士や司法書士を紹介いたします。

Q22

遺贈とは何ですか？

A22 遺贈とは、遺言に基づき法定相続人以外にその遺産の一部、または全部を譲ることを指します。法定相続人にも遺贈することはできます。

※受遺者…本人（遺贈者）から遺言に基づいて遺産の贈与を受ける者のことです。



身元保証について

Q23

身元保証は対応していますか？

A23 いわゆる身元保証人のような身元保証は行いません。本事業では次のとおり対応いたします。

(1) 債務保証

その他支払い費用としてお預かりした預託金Cの限度内で本人の債務に対してお支払いを保証いたします。

また、公正証書遺言作成後に新たな未払い債務が発生した場合は、遺言執行者と協議・連携し対応いたします。

(2) 医療に関する同意

医療行為は患者と医療機関との間の診療契約に基づき行われるものですが、医療行為は一般に予見が困難であり、身体的侵襲や生命の危険を伴うため、患者本人が決定・同意する（一身専属）ものであることから対応しておりません。

なお、医療に関する希望を記載した書面をあらかじめ用意しておき、必要になった際、医療機関に提示することで対応することは可能です。

※身体的侵襲…外科手術などによって人体を切開したり、人体の一部を切除する行為や、薬剤の投与によって生体内に何らかの変化をもたらす行為のこと。

※一 身 専 属…権利または義務が本人にのみあり、他の者に移転しない性質のもの。

(3) 入院時・急変時の駆けつけ

営業時間内のご連絡やオプションとしての入退院時の付き添い対応はいたしますが、緊急等予定外の駆けつけ対応はしておりません。

(4) 入院や入所時の連絡先になること

入院や入所時の手続きで必要となる連絡先としては差し支えありませんが、急変時等の駆けつけは対応しておりません。

(5) ご遺体の引き取り

対応いたします。もしお亡くなりになられた場合、あらかじめ取り決めた葬儀社へ連絡し、斎場等の安置場所へお移しいたします。

家財処分について

Q24

家財処分をしてもらえますか？

A24 本人が亡くなった後の家財の処分が必要なときは対応いたします。

ただし、その場合は実費が必要となりますので、あらかじめ家財処分が想定される方については、事前に確認した見積額を契約後に預託金Cとしてお支払いいただく必要があります。

なお、この見積額は家財処分費用としてお預かりいたしますので、その他支払い目的に引き出すことはできません。



詳しい情報は
ホームページをご覧ください

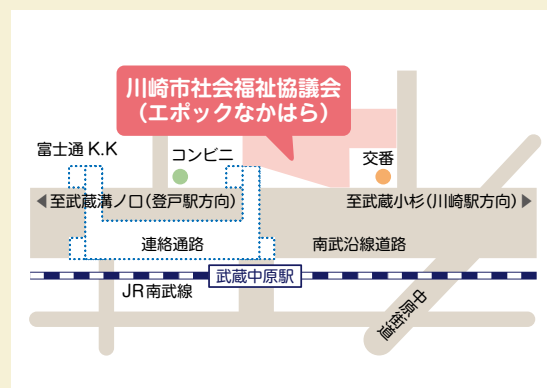


● お問い合わせ先

社会福祉法人川崎市社会福祉協議会
川崎市あんしんセンター
終活支援担当

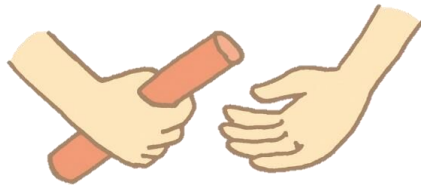


〒211-0053
川崎市中原区上小田中 6-22-5 総合福祉センター（エポックなかはら）6 階
TEL 044-712-3372 FAX 044-739-8738
月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）
syu-katsu@csw-kawasaki.or.jp



これからの人生 伴走します

アンカー サポート



急に入院や入所になった時の手続を頼める人や
保証人になってくれる人がいない…

自分が亡くなった時に葬儀等を頼む人がいない

こんな時 お気軽に
ご相談ください！

相談無料 秘密厳守

一緒に考えましょう！



社会福祉法人南足柄市社会福祉協議会
あんしんセンター

ご利用までの流れ

相談

相談、説明を希望される方は、ご連絡ください。
内容、契約までの流れをご説明します。

面談

ご希望にそった支援が行えるよう、預貯金に関する
こと、お体のこと等をお聞きます。

計画

ご本人にあった支援の方針を立て、サービス内容の計画を立てます。

審查

契約や計画内容が適切かどうか、審査をします。

契約

南足柄市社会福祉協議会と契約を結びます。

振込

契約後、預託金の振込を確認します。

開始

計画に基づくサービスを開始します。

相談窓口

南足柄市社会福祉協議会

あんしんセンター

電話 0465-72-2109

FAX 0465-74-3276

平日 8 時 30 分～17 時 15 分



※大雄山駅から徒歩5分※駐車場には立体駐車場を、ご利用ください。
(月極駐車場にはとめられません)

サービス内容

基本みまもりサービス 必ずご契約いただく必須サービスです

定期的な訪問と、電話による見守りを行います。

オプション ご希望に応じてお選びください

入院入所時支援サービス

金銭管理サービス

- ・入院中等の金銭管理をお手伝いします。
- ・市役所などの事務手続きを支援します。



書類等預かりサービス

- ・年金証書や実印などの重要書類を貸金庫にてお預かりします。
- ・現金・貴金属・美術品等は対象外です。

臨時サービス

- ・急な入院や施設に入所する際、必要となる物品をお届けします。
- ・入院中に自宅に届いた郵便物をお届けします。

保証サービス 入院入所時支援サービスの契約が必要です

- ・入院や施設への入所の際に、緊急連絡先になります。
- ・指定された連絡先へ連絡をとります。
- ・説明の立会いや保証人に準ずる事務手続きを行います。
- ・入院入所費用等は預託金から支払います。

死後事務手続きサービス

- ・死亡時の葬儀、埋葬などに関する手続きを行います。
例：遺体の引き取り、葬儀社への連絡、親族への連絡、火葬、埋葬を行います。
- ・入院・入所先にある荷物の引き上げをします。
- ・預託金による葬儀、埋葬費用の支払いをします。
- ・その他、協議の上、必要な費用の支払いや手続きを行います。



利用できる方

65 歳以上の一人暮らし、または夫婦のみの世帯で、次のすべてに該当する方

- ・南足柄市内に住所があり、お住まいの方
- ・支えてくれる親族がなく、将来に不安を抱えている方
- ・契約の内容をしっかりと理解できる方
- ・生活保護を受けていない方



利用料金



			利用料	預託金
年会費 (基本みまもりサービス)			6,000 円／年	なし
オプション	入院入所時 支援 サービス	金銭管理サービス	1,500 円／ 1 回	なし
		書類等預かりサービス	500 円／1 ヶ月	なし
		臨時サービス	2,000 円／時間	なし
	保証サービス		1,500 円／時間	50 万円
	死後事務手続きサービス		1,500 円／時間	葬儀・埋葬に 必要な経費 + 10 万円

※必要に応じて使用した交通費として、公共交通機関の利用料金または自動車の場合 1km50 円を別途頂きます。



「アンカーサポート」～名前に込められた 2 つの思い～
 ①人生を“リレー”に見立て、今まで頑張ってきた方の人生の最終段階を伴走し、サポートするという思い
 ②船の錨（いかり、アンカー）は、船が漂流しないように、海底に置かれるおもり。人生に起きる荒波に耐え、漂流してしまわないよう、アンカーのようにサポートしたいという思い